

12月4日から10日は、「人権週間」です

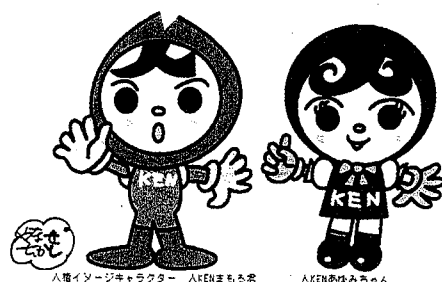
人権相談所

開設のお知らせ

「人権週間」は、昭和23年12月10日に国際連合で「世界人権宣言」が採択されたことから12月10日は「人権デー」と定められました。「人権デー」の前一週間を人権週間として人権啓発活動を強化して行っています。

- ◎いじめ、体罰を受けた
- ◎暴行、虐待を受けた
- ◎差別を受けた
- ◎名誉棄損、プライバシー侵害を受けた
- ◎セクハラ、パワハラを受けた など

その他いろいろなもめごとなどでお困りの方は、お気軽にご相談ください。(無料、秘密厳守、予約不要)



12/8

火曜日

午後1時30分～午後3時30分

受付は1時30分～午後3時まで

北本市文化センター
第3会議室(3階)

相談担当者 ◎法務省人権擁護委員(下記)

志村好文・高橋淑子・太田清美
奥山美穂・西山宏・森田直樹

- 北本市人権擁護委員会では、原則第4火曜日に、北本市文化センターにて人権相談所を開設しています。今年度は、令和8年10月20日(火)、11月10日(火)、12月8日(火)、令和9年1月26日(火)、2月16日(火)、3月23日(火)に開設します。時間は、毎回午後1時30分から3時30分まで。受付時間は、毎回1時30分から3時まで。
- さいたま地方法務局人権擁護課(さいたま市中央区下落合5丁目12番1号 ☎0570-003-110)でも、ご相談に応じています。

主催 北本市・さいたま人権擁護委員協議会・さいたま地方法務局人権擁護課
問合せ 北本市役所総務課人権推進・男女共同参画担当(☎048-594-5506)